

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和6（2024）年5月31日現在

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を 特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があった としても、届出等の義務がない ため、そのまま旧姓使用が可能 なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	
1	財務省	税理士 [昭和26年度]	税理士法	—	日本税理士会 連合会 [税理士名簿 に登録]	○					国税庁長官官房総務課税理士監理室税 理士第一係 Tel 代表03-3581-4161（内線3402）
2	財務省	通関士 [昭和42年度]	通関業法	—	税関長 [通関士証票 の交付]	○					財務省関税局業務課通関業係 Tel 代表 03-3581-4111（内線5393）